

## 船橋市職員採用試験等に係る保有個人情報の本人に対する提供に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、船橋市職員採用試験等（以下「試験等」という。）に係る保有個人情報の本人に対する提供（以下「本人情報提供」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本人情報提供ができる試験等)

第2条 本人情報提供をすることができる試験等の種類は次のとおりとする。

- (1) 船橋市職員採用試験
- (2) 障害者を対象とした船橋市職員採用選考

2 本人情報提供の対象となる者、提供できる内容、提供の場所及び期間は、別表に定めるとおりとする。

(本人情報提供の方法)

第3条 本人情報提供は、当該請求者に係る個人情報以外の個人情報を紙等で覆い、当該請求者に係る個人情報の部分のみの閲覧とする。

(本人確認の方法)

第4条 本人情報提供に係る本人確認は、当該試験等の受験票または結果通知及び運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等、本人確認が確実にできる書類により行うものとする。

2 本人情報提供をすることができる者は、本人のみとし、代理人による本人情報提供は認めない。

(受験者への周知)

第5条 本人情報提供に関する受験者への周知については、試験等の受験案内または市ホームページ等により行うものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成17年5月16日から施行する。
- 2 船橋市職員採用試験の簡易開示に関する取扱基準は廃止する。

附 則

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表

本人情報提供 対象者	提供内容	提供場所	提供期間
各試験の 不合格者	総合得点、総合順位及び科目ごとの得点。ただし、一定の評価に達しない者を不合格とすることとなっている科目については、その評価。 また、請求者が不合格となった試験以外の結果について本人情報提供の請求をした場合は、その結果。	試験実施 担当課	各試験結果通知発送日から1か月間